

## 船橋市児童・生徒記者設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、広報ふなばしの掲載記事を読者から広く提供してもらうことにより、広報の充実を図るため、小学生及び中学生、特別支援学校生記者の設置に関し、必要な事項を定める。

### (対象)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童記者 市内の小学校に在学している6年生または特別支援学校の児童で、市長が委嘱したものをいう。
- (2) 生徒記者 市内の中学校に在学している2年生または特別支援学校の生徒で、市長が委嘱したものをいう。

### (児童記者及び生徒記者の委嘱等)

第3条 市長は、広報ふなばしの掲載記事の提供及び取材協力をしてもらうため、市内の小学校及び中学校、特別支援学校に在学している児童及び生徒から学校単位に1名選出のうえ、児童記者及び生徒記者を委嘱する。

2 市長は、前項の児童記者及び生徒記者の委嘱にあたっては、当該小学校及び中学校、特別支援学校の校長（以下「学校長」という。）の推薦により委嘱するものとする。

### (任期)

第4条 児童記者及び生徒記者の任期は、前条第1項により委嘱を受けた在学年とする。ただし、当該児童記者、または生徒記者が欠けた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (職務)

第5条 児童記者及び生徒記者は、広報を主管する課の長（以下「広報主管課長」という）の命を受け、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 広報ふなばしの掲載記事及び資料の提供に関する事。
- (2) 広報ふなばしの取材協力に関する事。
- (3) 公共施設見学会の参加に関する事。
- (4) 子ども市議会の参加に関する事。
- (5) 前4号に掲げるほか、アンケート、その他広報ふなばしに関する事

2 前項第4号の子ども市議会は原則4年ごとに開催することとする。

### (謝礼)

第6条 市長は、児童記者及び生徒記者に対し、記念品を贈ることができる。

付則 この要綱は、平成28年3月17日から施行する。